

分権時代の自治体環境政策のあり方を探求する、
実務と理論の指針書！

自治体環境行政法

第8版

北村喜宣 著 [上智大学法学部教授]

本書の特色

●全国47都道府県と約170市町村の条例・要綱を掲載！

鳥取県廃棄物処理施設条例、神奈川県土地利用調整条例などの先駆的・特徴的な条例をはじめ、自治体の枠を超えた統一条例や全国各地の空き家対策条例など、数多くのユニークな条例や要綱の内容・動向を幅広く網羅しています。市町村合併前の自治体も含め、全国自治体の環境関連条例・要綱の検索や内容理解にお役立ていただけます。

●「環境公益」の創出・実現に向けた基本的考え方と具体的措置を提示！

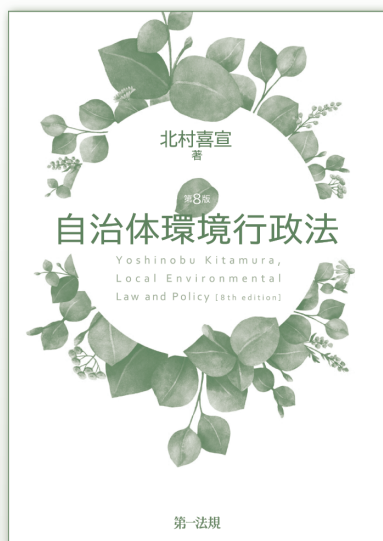
市民参画の活性化や地域特性を反映した法律実施条例の制定など、現在の自治体環境行政の動向を丹念に分析し、行政実務における指針を示しています。また、行政・市民・事業者の間の「対話」の重要性を指摘し、環境権をめぐる従来の議論に一石を投じることで、法解釈の方向性をも指し示しています。地方議会に関する検討も織り交ぜており、自治体環境政策法務における立法・行政・司法のあり方を探求する内容となっています。

●最新の自治体環境行政の動向を登載！

第8版では、自治体環境行政の現場において注目度の高い「空き家対策」をはじめ、SDGsへの取り組みや大規模太陽光発電施設の立地問題等、最新のテーマを踏まえた解説を加えました。その他、法令情報や判例、各種データや図表についても可能な限り最新化を図り、絶え間なく変化を続ける自治体環境行政の動きに対応しています。

●索引の充実により利便性・検索性の向上を実現！

巻末に、知りたいキーワードから登載箇所を探せる「事項索引」の他、「法律等索引」、「条例・要綱索引」、「判例索引」を登載し、さまざまな角度から必要な情報を検索できる構成となっています。



A5判・352頁

定価 本体3,000円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

☎ Tel. 0120-203-694
☎ Fax. 0120-302-640

詳細な実態調査をもとに、地方分権時代における環境政策法務や、行政・市民・企業間の「対話」の重要性など、これからの自治体環境行政に迫ります！

本書の内容〈目次抜粋〉

はしがき

プロローグ 環境法における自治体環境行政の重要性

第1部 自治体環境行政と条例

第1章 公害・環境条例の70年

第2章 条例制定権の限界

第2部 要綱と協定

第3章 要綱行政

第4章 公害防止協定・環境管理協定

第3部 環境基本法と環境基本条例

第5章 環境基本条例にもとづく自治体環境政策

第6章 環境基本条例における環境権規定

第4部 環境行政過程と社会的意思決定

第7章 自治体環境管理計画

第8章 合理的意思決定と環境アセスメント

第9章 手続法制の整備と行政指導・事前手続のゆくえ

第10章 情報を用いた環境管理と環境行政の管理

第11章 環境管理と市民参画

第12章 規制執行過程と自治体環境行政

第13章 自治体環境行政をめぐる争訟

第5部 自治体環境管理の最前線

第14章 広域的環境管理のための統一条例

第15章 老朽空き家への法政策対応

第16章 土地利用調整・まちづくりへの条例対応

エピローグ これからの自治体環境行政

図表一覧／事項索引／法律等索引／
条例・要綱索引／判例索引

42 第1部 自治体環境行政と条例

〔図表2・4〕 法律実施条例に関する法律抵触性判断基準

対 象	規 定・趣 旨	地 域 特 性	制 定 の 可 否
国が第1次決定をした部分に関する措置であるか	YES 地域特性適合の対応(第2次決定)を許さない明文規定があるか	YES その禁止措置は合理的か	YES ○
	NO	YES 地域特性適合の対応を許さない趣旨か	YES ○
法令が実質的に決定したと解されるか	YES	YES	YES ○
	NO	YES 法律の制度趣旨に照らして目的達成のために地域特性適合の対応が認められるか	YES ○
都道府県と市町村の役割分担	YES	YES	YES ○
	NO	YES	YES ○
「違法・無効」な市町村条例とは	YES	YES	YES ○
	NO	YES	YES ○

(出典) 著者作成。

5 都道府県条例と市町村条例

都道府県と市町村の役割分担

都道府県と市町村の役割分担に関しては、地方自治法が規定する。すなわち、都道府県は、(1)広域事務、(2)市町村に関する連絡調整事務、(3)規模・性質において市町村の処理不適当事務(補完事務)を担当し、それ以外の事務は、「基礎的な地方公共団体」としての市町村が担当するとされたのである(2条3項・5項)。今後、都道府県は、条例制定に際して、この原則を十分に認識し、市町村に対して、どういう意味でそれが自らの事務であるといえるのかを説明する必要がある。

「違法・無効」な市町村条例とは

地方自治法2条16～17項によれば、市町村条例は都道府県条例に違反してはならず、違反した条例は無効となる。しかし、都道府県と市町村は対等関係にあるから、このルールを無限定に拡大適用するのは妥当ではない。一般に、都道府県条例に対する市町村条例による上乗せ・横出しは適法と解される。この対応は、フル装備条例によ

詳細・お申し込みはコチラ →
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規

検索 CLICK!

